

(参考) 公益通報者保護法の概要

1. 公益通報者保護法の目的

食品偽装やリコール隠しなど、消費者の安全・安心を損なう企業不祥事が、事業者内部からの通報を契機として相次いで明らかに。

そこで、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産の保護に係る法令の遵守を図るため制定。

※平成16年6月公布、平成18年4月施行

2. 公益通報の対象

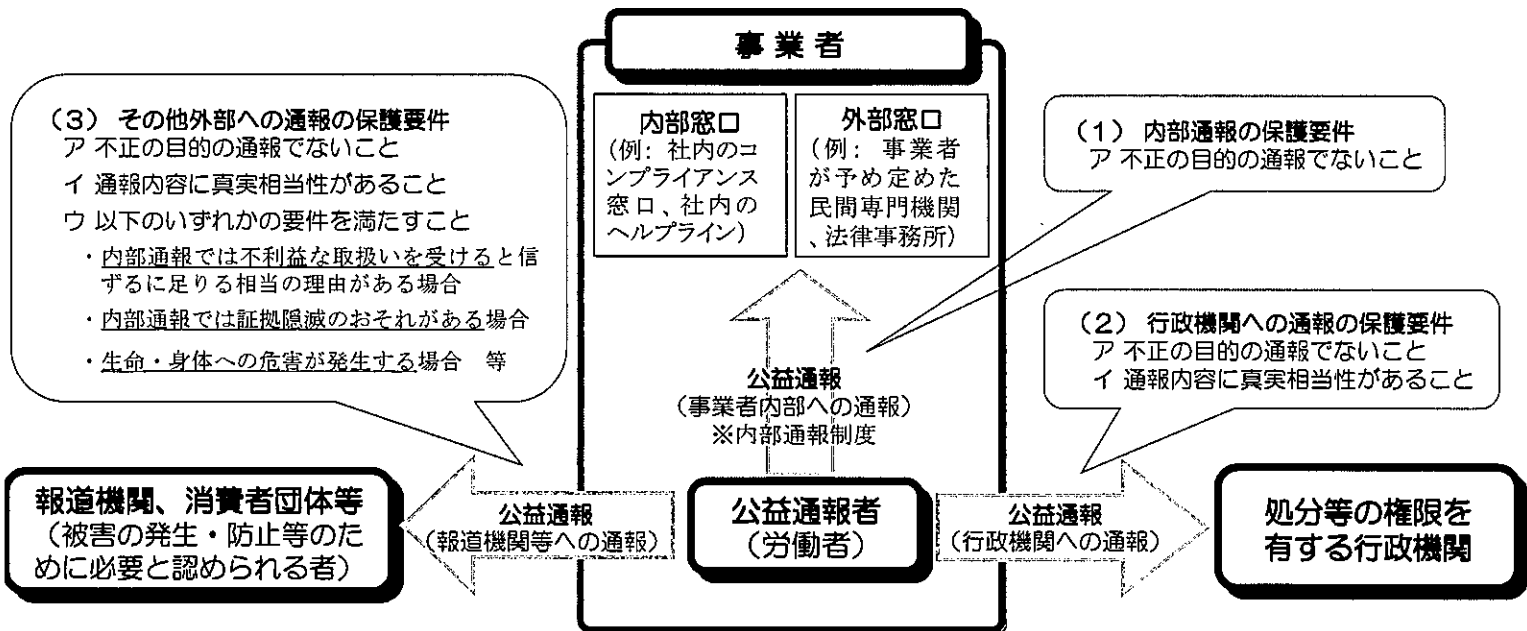
- ① 労働者（公務員を含む）が、
- ② 不正の目的でなく、
- ③ 労務提供先について、
- ④ 通報対象事実（※）が、
- ⑤ 生じ又はまさに生じようとする旨を、
- ⑥ 所定の通報先に、
- ⑦ 所定の保護要件を満たして通報をした場合に、「公益通報者」として保護

（※）刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定める対象法律（28年12月1日現在459法律）に規定する刑罰規定違反

3. 公益通報者の保護

所定の要件に該当する公益通報を行った通報者を、解雇その他の不利益取扱いから保護。

- ・解雇の無効
- ・不利益取扱いの禁止
- ・労働者派遣契約の解除の無効



(3) その他外部への通報の保護要件

- ア 不正の目的の通報でないこと
- イ 通報内容に真実相当性があること
- ウ 以下のいずれかの要件を満たすこと
 - ・内部通報では不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ・内部通報では証拠隠滅のおそれがある場合
 - ・生命・身体への危害が発生する場合 等

(1) 内部通報の保護要件

- ア 不正の目的の通報でないこと

(2) 行政機関への通報の保護要件

- ア 不正の目的の通報でないこと
- イ 通報内容に真実相当性があること

報道機関、消費者団体等
(被害の発生・防止等のために必要と認められる者)

公益通報
(報道機関等への通報)

公益通報者
(労働者)

公益通報
(行政機関への通報)

処分等の権限を
有する行政機関